

熊本県学芸員等人材データベース事業 実施要項

1 事業名

熊本県学芸員等人材データベース事業

2 目的

熊本県内の博物館・資料館等（以下「博物館等」という。）に所属する学芸員、県・市町村教育委員会の文化行政担当者、学校教職員等は、県民が参加・参画できる博物館活動を充実させるための重要な人材である。

これらの人材が有する専門的な知識や技術の調査を行い、その情報をもとに「熊本県学芸員等人材データベース（以下「人材ＤＢ」という。）を作成し、博物館等における調査研究、展示及び講演会等の博物館活動の充実を図る。

3 人材ＤＢ登録者へ想定される依頼内容

- (1) 博物館等の企画展示に係る企画立案等
- (2) 博物館等の所蔵資料に係る調査研究への助言、資料の同定、資料の修復等
- (3) 博物館等が実施する講座、講演会等に係る講師、資料作成等

4 人材ＤＢの登録要件

- (1) 学芸員資格を有する者
- (2) 次に掲げる要件を満たす者として、熊本県博物館ネットワークセンター所長又は各機関の所属長が推薦する者
 - ア 学芸員資格と同等の知識や技術を有する者
 - イ 調査研究、展示及び講演会等の博物館活動に指導、助言ができる者

5 人材ＤＢの作成

- (1) 人材調査実施計画に基づき、平成３０年度に作成済み
 - ア 調査様式 登録調査票（別紙様式１）及び同意書（別紙様式２）
 - イ 対象機関 県博物館協議会加盟館、県・市町村教育委員会
県内大学・高校・中学校
 - ウ 対 象 者 博物館に所属する学芸員、県・市町村教育委員会の文化行政担当者
県内大学・高校・中学校の教職員
- (2) 登録調査票をもとに人材ＤＢを作成（平成３０年度）

6 人材ＤＢの更新

- (1) 登録者への登録内容の確認（毎年度当初）

登録内容確認票の提出依頼
- (2) 各機関への人材調査の実施（４年度に１回）
 - ア 登録調査票及び同意書の提出依頼
 - イ 対象機関 県博物館協議会加盟館、県・市町村教育委員会

県内大学（学芸員養成課程担当部署含む）・高校・中学校
ウ 対 象 者 博物館に所属する学芸員、県・市町村教育委員会の文化行政担当者
県内大学・高校・中学校の教職員、大学院在籍者

(3) 登録者からの登録内容変更依頼（随時、別紙様式3）

(4) 登録者からの登録抹消依頼（別紙様式4）

7 人材DBの活用

(1) 人材DB（電子媒体版）の配付（平成30年度）

県博物館連絡協議会加盟館、県・市町村教育委員会

(2) 人材DB（web版）の掲載

県総合博物館ネットワーク・ポータルサイトに掲載（平成30年度）

※各利用規約については、作成済み

8 人材DB登録項目及び公開項目

項目	電子媒体版 (関係機関配付)	web版 (インターネット公開)
顔写真	公開	非公開
所属名称	公開	公開
所属電話番号	公開	公開
業務用メールアドレス	公開	非公開
職名	公開	公開
氏名（ふりがな）	公開	公開
専門分野	公開	公開
資格・学位	公開	非公開
専門分野の詳細	公開	公開
所属学会・団体等	公開	非公開
実績	公開	非公開

9 その他

人材DB登録者のうち、大学院在籍者については、専門知識取得や技能向上を図るため、県内博物館学芸員等スキルアップ研修会及び県内博物館等総合プロデューサー育成研修会の参加対象とする。